



島根県報

令和4年7月29日（金）

第 332 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
令和4年度定期種畜検査に合格した種畜	（農畜産課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（森林整備課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	4

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	5

告 示

島根県告示第542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ウェル NC	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション たてがみの郷	大田市波根町1290-1	令和4年8月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第543号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による令和4年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和4年7月29日

島根県知事 丸山達也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
22032020002	木呂（日馬繁32S00024）	馬 日本鞍系種	2級
22232010001	晴奏（日馬血301320003）	馬 日本鞍系種	2級
21332010003	花光（日馬繁32S00019）	馬 日本鞍系種	2級
21432010001	春本十九（日馬繁32S00020）	馬 日本鞍系種	1級
22132010001	海風（日馬繁32S00022）	馬 日本鞍系種	2級
11343050097	茂華松（全和黑原6089）	牛 黒毛和種	1級
11578548772	第1福久桜（全和黑原6374）	牛 黒毛和種	1級
11347749928	平賢桜（全和黑15004）	牛 黒毛和種	2級
11052113694	弘勝（全和黑15523）	牛 黒毛和種	1級
11411625240	花福14（全和黑15797）	牛 黒毛和種	1級
11346595823	河福秀（全和黑原5671）	牛	1級

		黒毛和種	
10246282178	旬（全和黑原5685）	牛 黒毛和種	1級
11475730324	第2玉鋼（全和黑原5942）	牛 黒毛和種	1級
11378299140	縁（全和黑原6154）	牛 黒毛和種	2級
11490702917	隆福隆（全和黑原6090）	牛 黒毛和種	1級
10870157996	尊（全和黑15725）	牛 黒毛和種	2級
11417828164	恵乃星（全和黑原6411）	牛 黒毛和種	2級
11370946547	貴幸国（全和黑15752）	牛 黒毛和種	1級
11617833555	島福久（全和黑原6475）	牛 黒毛和種	1級
11334435605	久茂福（全和黑高2053）	牛 黒毛和種	1級
11445202028	美弥桜（全和黑原5855）	牛 黒毛和種	1級
11367248708	百合五月（全和黑原5927）	牛 黒毛和種	1級
11367251388	百合久勝（全和黑原5967）	牛 黒毛和種	1級
11510478464	福勇紀（全和黑原6075）	牛 黒毛和種	1級
11378299102	寿久（全和黑原6178）	牛 黒毛和種	1級
11399133751	西景桜（全和黑原6465）	牛 黒毛和種	2級
11639450709	角太郎（全和黑原6466）	牛 黒毛和種	2級
11364554703	奥華栄（全和黑原6179）	牛 黒毛和種	特級

島根県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市温泉津町福光土地改良区の定款変更を令和4年7月20日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第545号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第546号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成30年島根県告示第443号による保険に付すべき義務は、令和4年6月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根町加入区

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月11日から12月2日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、美郷町、川本町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月9日から11月18日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、美郷町、川本町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
大田市	9月5日	13時30分から16時まで	大田市役所
	9月6日	10時から16時まで	
	9月7日	9時30分から15時30分まで	
	9月8日	9時30分から14時まで	
	9月13日	13時から16時まで	
	9月14日	9時30分から15時30分まで	
	9月15日	9時30分から16時まで	
	9月16日	9時から15時30分まで	
美郷町	9月27日	9時30分から16時まで	美郷町役場
川本町	9月28日	9時から15時まで	川本町役場

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市折坂町字ヨリキ42番11

面積 374.57平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市乃木福富町268番地14

山田 亜美